

尼崎市子ども・子育て審議会条例を公布する。

平成 25 年 3 月 7 日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市条例第 18 号

尼崎市子ども・子育て審議会条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長及び尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、審議会を置く。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 1 項及び第 3 項に規定する事項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項並びに本市における子ども・子育て支援（同法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

尼崎市子どもの育ち支援条例（平成 21 年尼崎市条例第 41 号）第 12 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項

前各号に掲げるもののほか、市民の児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育について市長又は教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を

聴いて委嘱する。

学識経験者

市議会議員

児童福祉又は学校教育の関係者

子ども及びその保護者を支援する団体の代表者

事業主又は労働者の代表者

市民の代表者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が教育委員会及び会長の意見を聴いて委嘱する。

5 特別委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第4条 委員(特別委員を除く。次項及び次条第2項において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員(特別委員を含む。以下同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は部会長がそれぞれ指名する。

4 第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 6 条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第 9 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第 6 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市民の福祉に関する条例（昭和 58 年尼崎市条例第 9 号）第 16 条第 3 項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会（以下「社会保障審議会」という。）の委員でその児童専門分科会（尼崎市社会保障審議会規則（平成 21 年尼崎市規則第 17 号）第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる専門分科会をいう。）に属しているものは、この条例の施行の日に審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる

者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における社会保障審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(尼崎市民の福祉に関する条例の一部改正)

4 尼崎市民の福祉に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「社会福祉法」の前に「別に定めるものを除くほか、」を加え、「の規定によるほか、」を「に規定する事項その他」に改め、「児童福祉その他の」を削り、同条第2項中「50人」を「35人」に改める。

(尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正)

5 尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「尼崎市社会保障審議会」を「尼崎市子ども・子育て審議会」に改める。